

(津波被害を受けた特定土地等の評価)

[Q3] 津波被害を受けた特定土地等はどのように評価するのですか。

[A]

特定非常災害に係る特例の適用を受ける特定土地等については、国税局長が特定地域内の一定の地域ごとに「調整率」を別途定めている場合には、特定非常災害発生日の属する年分の路線価及び倍率に当該「調整率」を乗じたものをその年分の路線価及び倍率として評価することができます。

なお、津波被害を受けた特定土地等のうち、海面下に没した（水没した）特定土地等については、物理的な損失が生じていると考えられますので、その状態が一時的なものである場合を除いて、水没した特定土地等の価額の全額（保険金、損害賠償金等により補填された金額を除きます。）が災害減免法第6条（(相続税又は贈与税の計算)）における土地等の「被害を受けた部分の価額」に該当することになります。

【関係法令等】

措置法第69条の6、第69条の7

措置法施行令第40条の2の3第3項第1号

措置法通達69の6・69の7共一2

災害減免法第6条

災害減免法令第12条